

○公有財産台帳附属図面調製基準

第一章 総則

第一条 熊本県公有財産取扱規則第十五条第四項に規定する公有財産台帳に附属する図面（以下「図面」という。）の調製は、別に定めがあるものを除くほか、この基準の定めるところによる。

第二条 図面は、一の口座ごとに、次に掲げる区分により調製しなければならない。ただし、そのほか必要と認める図面を調製することができる。

一 土地及び地上権等については、案内図、土地図、配置図、公図

二 建物については、配置図及び建物図（その口座に属する土地又は地上権等がない場合は、案内図を含む。）

第三条 図面は、案内図及び公図を除き、実測により調製しなければならない。ただし、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項の規定による地籍図、土地改良事業（換地処分）又は土地区画整理事業の施行地域における確定図、建物の設計図等既存の資料で、実測にかえることのできるものがある場合は、これを利用することができる。

第四条 図面の各案には、次に掲げる事項を一つの表にまとめて、

右方下部に記載しなければならない。ただし、方位は、適宜の位置に表示するものとする。

一 口座名、図面番号（一口座を通じた一連番号とする。）並びに図面の名称（案内図、土地図、配置図等をいう。）

二 所在

三 縮尺及び方位

四 調製年月日並びに調製者の公職又は資格及び氏名

第五条 図面は、永久保存に適する用紙により調製するものとする。

第五条の一 図面は、第三条の規定により県有財産の取得等、そのつど調製されるものであるが、購入、新築等の際調製された図面で、第十八条及び第二十七条の縮尺に準ずるもの等があるときは、これをもつて代えることができる。この場合第十五条及び第二十六条に掲げる事項で欠けるものがあるときは、これを補記しておくものとする。

第六条 図面に記入する文字はかい書を、数字はアラビア数字を用い、左横書としなければならない。ただし、図形によつて左横書が困難である場合は適宜の方法によつて記入することができる。

第七条 図面は、一の口座ごとに紙袋（日本工業規格B4程度のもの）に納め、袋表面に口座名、図面番号並びに図面の名称を表示して、バインダーに袋の左短辺をつづり込まなければならない。

第八条 記入寸法は、メートルを単位とし、面積は平方メートルで

算定し、坪（財産区分、種目表の数量欄に歩を表示されているものは歩）を単位とする（昭和四十一年三月三十一日まで）。ただし、単位以下の端数があるときは、単位以下二位に止め、三位以下は切り捨てる。

一 記入の場合の記号は、メートル「M」平方メートル「M²」坪は「坪」を用いる。

二 メートル及び平方メートルを間及び坪に換算する場合は、次のとおりとする。

(イ) 長さ

一 メートルは〇・五五〇間とし、一間は一・八一八一メートルとする。

(ロ) 面積

一 平方メートルは〇・三〇二五坪とし、一坪は三・三〇五七八五平方メートルとする。

第九条 図面に記入する記号は、案内図、土地図、及び配置図にあつては、現況記録図作成に使用する記号（別記例示参照）又は地籍図の様式を定める総理府令（昭和二十九年総理府令第六号）に定める記号を、建物図にあつては、日本工業規格による建物の製図に使用する記号を準用する。ただし、これらにより難いときは、用例を図上に表示して、適宜記号を設けることができる。

公有財産台帳附属図面調製基準

第二章 案内図

第十条 案内図は、一の口座ごとに一葉に調製しなければならない。ただし、土地図又は配置図の余白に記入し、若しくは既刊の地図をもつて、案内図にかえることができる。

第十一条 案内図には、口座の位置を適宜着色して表示するとともに、その口座が所在する土地の近傍の状況を略記し、もよりの交通機関からの経路及び口座の位置を明示するに必要な建築物、道路、橋りょう、鉄道その他の主な目標を記入しなければならない。

第十二条 案内図の縮尺は、適宜とする。

第三章 土地図

第十三条 土地図は、一の口座ごとに一葉に調製しなければならない。ただし、これにより難いときは、接合図の表示等により隣図との関係を明らかにして別葉とすることができる。

第十四条 土地図には、区分及び種目並びに土地の境界線（地上権等にあつては、地上権等が設定されている土地の境界線をいう。以下同じ）、測点の内角、測点間の距離又は対角線の長さを記入しなければならない。

2 土地又は地上権等について、二以上の種目がある場合は、種目別にその区画を明示しなければならない。

第十五条 土地図には、境界線の位置及び種類（標石、標杭等の

別) 番号を明示し、その付近に固定物(動かない地物、例えば消火せん、井戸、石碑、石塔等)がある場合は、その一定点(例えば中心点等)と境界標との方位角及び距離を記入しなければならない。

2 工作物のうち門、囲障、下水、土留等又は立木竹が、境界上又はその至近の距離にある場合は、境界線にそつて記入しなければならない。

3 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第四条の規定による基本測量の成果である三角点又は国土調査法第十九条の規定により認証された基準点であつて、その土地の区域内又は周辺にあるものは、つとめてこれを図上に示し、重要な測点との方位角及び距離を記入するものとする。

第十六条 土地図には、測量の年月日、方法(三角測量、多角測量、平板測量、支距測量等の別)、使用機器誤差の限度、縮尺及び実施者を記入しなければならない。

第十七条 土地図には、面積測定の方法(現地法、倍面積法、三斜法、プランメーター法等の別)並びに面積算定(求積表)を表示しなければならない。

第十八条 土地図の縮尺は、次に掲げる標準によらなければならない。ただし、これにより難いときは、変更することができる。

一 面積がおおむね一〇、〇〇〇平方メートル未満のものは縮尺

二五〇分の一

二 面積がおおむね一〇、〇〇〇平方メートル以上のものは縮尺五〇〇分の一

第四章 配置図

第十九条 配置図は、一の口座ごとに第十三条の規定に準じて調製しなければならない。

第二十条 配置図には、土地の境界線並びに建物の位置、形状及び建物番号を記入しなければならない。

第二十一条 配置図の縮尺は、土地図に準ずる。

第二十二条 配置図は、土地図に支障なき場合は併記することができる。この場合、図面の名称は、測量図とする。

第五章 公図

第二十三条 公図は、一の口座ごとに一葉に調製しなければならない。ただし、土地図又は配置図の余白に記入することができる。

第二十四条 公図は、法務局をなえつけの字図写とする。

第六章 建物図

第二十五条 建物図は、各階別の平面図とし、一棟ごとに一葉に調製しなければならない。ただし、建物の形状等により、これにより難いときは、適宜別葉とすることができる。

第二十六条 建物図には、次に掲げる事項を記入しなければならない。

一 建物番号、名称、構造並びに建面積及び延面積

二 各階別の表示並びに各階の床面積及びその計算に必要な各辺の長さ

三 窓、出入口、床の段違い、防火壁及び防火戸の位置、形状等

2 一棟の建物で、主な部分の構成材料を異にする場合は、構成材料（鉄筋鉄骨コンクリート造、石造、木造等）別にその区画を明示しなければならない。

第二十七条 建物図の縮尺は、次に掲げる標準によらなければならない。ただし、これにより難いときは変更することができる。

一 建面積がおおむね一〇〇平方メートル未満のものは縮尺五分の一

二 建面積がおおむね一〇〇平方メートル以上のものは縮尺一〇分の一

第七章 修正図

第二十八条 図面に記載した事項の一部について、異動があつた場合は、そのつど修正図を調製しなければならない。ただし、元図面を修正することにより修正図とすることができるものは、この限りでない。

2 新たに修正図を調製したときは、図面の名称は元図面の名称に「修正」と冠記したもの（例えば、修正配置図、修正建物図等）とし、図面番号は、元図面の番号に修正の順に枝番を付したものとす。

公有財産台帳附属図面調製基準

とする。

第二十九条 前条に規定する修正図は、増となつた部分については、黒色の実線で、減となつた部分については、朱色の実線で、それぞれ第二条から第二十七条までの規定に準じて調製する。ただし、修正配置図にあつては、土地の境界線及び異動があつた建物以外のものは、省略することができる。

第八章 雑則

第三十条 図面に記載した事項の全部が減となつた場合は、当該図面を除外して別に編てつなければならない。

第三十一条 図面には、必要によりその口座に属する立木竹又は工作物を表示することができる。

附則

1 この基準実施前に調製された図面は、当分の間、この基準による図面として、使用することができる。

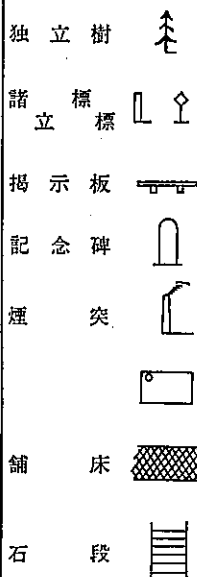
2 この基準は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附則

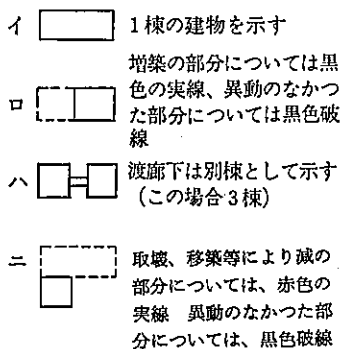
この基準は、昭和六十一年四月一日から適用する。

別記（第9条関係）

現況記録図作成に使用する記号（例示）					
建 物		後記参照	無 電 塔		鉄塔式のもの
門			橋 りょう		
屋 門		家屋式門	水		
石 煉瓦			乾		
土 塀			土		
生 垣			崖		
給 水 栓			擁 壁		コンクリート等
排 水			石 垣		
会 所			望 楼		観眺望用塔及び時計台等の盛え立つたもの
築 庭		左下りの斜線	高 塔		家屋式に構築した高層塔
池 井			電 柱		電話電柱同支柱、支線
井 戸					電力用電柱同支柱、支線
揚水タンク		塔式のもの			送電用鉄塔
燈 籠					送電用H柱
照 明 灯			独 立 樹		独立広葉樹
浄 化 槽					

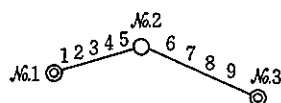


建物の状況別表示例



上記の如く、建物の外壁を利用し通路又は自転車置場等があるものの表示は左図のとおり表示する。
(注 渡廊下として取扱わない)

境界標柱 ◎ A B C 標柱 (根固)
○ D 標柱 (根固不要)



必要ヶ所のみ標柱にNo記入